

無人航空機での空中散布における留意事項等について

無人航空機での空中散布は、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」やその他関係法令等を遵守し、適正に実施する必要があります。

特に以下の事項に留意し、安全対策や蜜蜂被害軽減対策の徹底をお願いします。

1 無人航空機による農薬等の空中散布における安全対策について

(1) 操縦者と補助者の連携強化

補助者は迅速かつ正確に障害物等の情報を操縦者に伝達し、また、操縦者は補助者からの指示確認を毎回行う。

(2) 事前確認の徹底

操縦者及び補助者は事前に共同で実地確認を実施し、危険箇所等を把握し、共有する。

(3) 無人マルチローターを用いた空中散布に係る安全対策の徹底について

いわゆるドローンを用いた空中散布は、機体の機能・性能を良く理解し、適切に実施する。

(4) 適切な飛行方法での飛行

架線付近での飛行は行わないこと。隣接していないほ場や飛行経路上に家屋、架線等があるほ場で移動する場合は、機体を着陸させ、陸上で運搬する。

(5) 農薬飛散の防止

実施区域及びその周辺に学校等の公共施設、家屋、養蜂場、有機栽培ほ場等がある場合には、その居住者等に対し、散布日時、使用目的、農薬の種類及び実施主体の連絡先について情報提供を徹底すること。また、実施中は実施区域内及びその周辺に人が立ち入らないよう対策する。

なお、無人航空機は、特に風の影響を受けやすいため、各ガイドラインにおける標準的な散布方法を遵守する。

参考：各ガイドラインにおける標準的な散布方法

区分	飛行高度	散布時の風速
無人ヘリコプター	作物上3～4m以下	地上1.5mにおいて3m/s以下
無人マルチローター	作物上2m以下	

2 蜜蜂の被害防止対策について

蜜蜂への被害事例の大半は、水稻のカメムシ防除時期に水田周辺で発生している。

今後、カメムシ防除の時期を迎えるに当たり、農薬による蜜蜂被害を未然に防止するため、防除計画や巣箱情報に係る情報交換などにより、農薬使用者と養蜂家との一層の連携強化を図るほか、特に次の事項に留意する。

(1) 農薬使用に当たっての留意事項

- ① 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ② 蜜蜂を放飼している地域周辺（蜜蜂の行動範囲は巣箱から半径約2 kmとされている。）では、蜜蜂への毒性がある農薬（右マーク）の使用を避ける。
- ③ 地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～正午まで）における農薬散布を避ける。
- ④ 水田畦畔等の開花雑草への蜜蜂の訪花を防ぐため、事前に畦畔の除草を実施する。



蜜蜂注意
マーク

(2) 農薬使用者と養蜂家との情報共有

- ① 蜜蜂は水稻の開花期のみならず、その前後においても水田に飛来することを踏まえ、積極的に養蜂家と情報交換を行う。
- ② 巣箱の位置が不明な場合は、市町村、農協又は最寄りの地域県民局地域農林水産部（畜産課又は農業普及振興室）に確認する。

(3) 養蜂家への依頼事項

- ① 蜜蜂を放飼している地域周辺の水稻生産者や防除業者等の農薬使用者に対して巣箱の位置を周知するなど、積極的に情報交換を行う。
- ② 有人ヘリコプターや無人航空機による防除計画は、最寄りの地域県民局地域農林水産部、市町村及び青森県養蜂協会各支部等に確認する。
- ③ 蜜源、花粉源はもとより、蜜蜂の水飲み場の確保にも努める。
- ④ 蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所）への巣箱の設置をできる限り避ける。
- ⑤ カメムシの防除時期である水稻の開花期から開花期後2週間程度の間は、水田に蜜蜂が飛来しない場所へ巣箱を退避させる。また、退避させた巣箱は、日陰への設置などで巣箱内の温度の上昇を抑制させるほか、巣箱周辺に専用の水飲み場や蜜源を確保する、蜜蜂に影響がない状況下で巣箱に網掛けを行う等の対策を行う。

3 事故発生時の連絡体制について

(1) 空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

各地域農林水産部農業普及振興室に報告する。

(2) 農薬事故以外（人身、物損、機体紛失、航空機との衝突もしくは近接事案）

東京空港事務所（24時間対応）に報告する。【電話：050-3198-2870】

【参考：近年の制度改正に伴うその他の留意事項】

1 緊急用務空域の確認について

令和3年5月、警察・消防活動等緊急用務を行う航空機の飛行の安全確保のため、無人航空機の飛行が原則禁止される空域（緊急用務空域）を国土交通大臣が指定することができるよう航空法の関連要領が改正された。

また、併せて、無人航空機を飛行させる者は、飛行開始前に散布予定の空域が、緊急用務空域に該当するか否かを確認する義務があることとされている。

このため、空中散布を行うに当たっては、事前に以下のホームページで緊急用務空域の指定がされていないかを確認する。

緊急用務空域（国土交通省のホームページ）

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

2 無人航空機の登録制度について

令和2年6月の航空法の改正により、無人航空機の登録制度が創設され、令和4年6月20日からは、登録していない無人航空機の飛行ができないこととされた。

無人航空機の登録に当たっての参照ホームページ・問い合わせ先

○無人航空機登録ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>

○無人航空機登録システム

<https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/top/init>

○無人航空機登録ヘルプデスク

050-3181-8378